

貴族院第七回議國帝第一號記錄速事會議委員特別會議議長法律案スルニ對政府法律案スルニ關二等資出ノ金付貸

付託議案

海外移住組合聯合會ニ對スル政府貸付金ノ出資等ニ關スル法律案

委員氏名

委員長 公爵島津 忠承君

副委員長 子爵保科 正昭君

子爵白川
資長君

男爵松岡
均平君

男爵松田
正之君

名移
錄吉君

平治
亮三君

卷之三

卷之三

明和二年正月廿二日

卷之三

開會數シマヌ、最初ニ大臣ノ御説明ヲ詞

ヒマス思トイトタイト

○國務大臣（結城豊太郎君）　海外移住組合

聯合會ニ對スル政府貸付金ノ出資等ニ關ス

本法律案ノ目的トスル所ハ、海外移住組合
柳合會ガ現在行ツテ居リマス移住地ノ經營

新シク株式會社ヲ設立致シマシテ、之ニ對シ政府ガ從來聯合會ニ貸付ケテ居リマシタ元利金ノ内七百二十五萬圓ノ債權ヲ現物出資セシムルニアルノデアリマス、海外移住組合聯合會ハ、昭和二年海外移住組合法ニ基キ設立セラレタモノデアリマシテ、南米「ブラジル」ニ約二十一萬町歩ノ土地ヲ購入シ、之ヲ分譲シマシテ自作農創定事業ヲ行ツテ居ルノデアリマスガ、事業開始以來既ニ九年ヲ経過シ、其ノ移住地ニ入植シマシタ家族數モ約三千、人口ニシテ約二萬ニ達シマシテ、移住者ノ經濟狀態が良好デアルノミデナク、土地代金ノ回収、各種福利施設ノ充實等、移住地ノ管理ニ付キマシテモ、頗ル良好ナ成績ヲ示シテ居ルノデアリマス、斯カル事業ハ申ス迄モナク相當多額ノ資金ガ必要デアリマスノデ、政府ハ聯合會ガ移住地ニ於キマシテ土地ヲ購入區劃シ、分讓致スコトニ要スル費用ヲ昭和二年度以降毎年貸付ケマシテ、現在マデニ其ノ總額ハ約七百五十萬圓トナッテ居リマシテ、既ニ償還致シマシタ金額及昭和十一年度

マスト、政府ノ聯合會ニ貸付ケテ居リマス、元利金額ハ約七百二十五萬圓トナルノデアリマス、而シテ此ノ借入金ハ今後政府ニ對シ償還セネバナラヌモノデアリマスルガ、之ヲ償還シテシマヘバ自作農創定ノ事業モ一應終末ヲ見ル譯デアリマス、然ルニ聯合會事業ノ如ク良好ナル成績ヲ擧ゲテ來マシタモノヲ、此ノ儘終ラセテシマフト云フコトハ誠ニ遺憾ニ思フノデアリマシテ、斯カル事業ハ今後益々擴大シ恆久的ノモノトシテ、移住地ノ經營ニ當ラシメルコトガ極メテ必要ト考ヘルノデアリマス、ノミナラズ移住者ノ增加ト其ノ經濟的發展ニ伴ヒマシテ、其ノ生産物ノ加工販賣竝ニ金融等ノ必要ガ増大シテ來タノデアリマスガ、現在此ノ要望ニ應ズベキ適當ナ機關ヲ缺ク爲メ、茲ニ移住者ノ經濟的活動ノ中心勢力トナリ、其ノ發展ヲ後援指導スベキ機關ノ必要ガ痛感セラレテ居ルノデアリマス、是等ノ事情ヲ考慮致シマシテ、先程申上ゲマシタ聯合會ニ對スル政府貸付元利金七百二十五萬圓ノ債權ヲ現物出資トシ、民間ヨリハ二百七十五萬圓ノ株式ヲ募集シマシテ、新シク資本金一千萬圓ノ株式會社ヲ設立シ、此ノ會

社ヲシテ移住地ノ要望ニ應ゼシメルノミナラズ、益々廣ク南米ニ對スル移住獎勵ニ資セシムルコトヲ緊要ト考ヘタ次第アリマス、唯此ノ會社ハ單ニ國內的ノモノデアリマシテ、南米ニ於テ事業ヲ行ヒマス、事業主體ニハ、從來通り事業地國ノ法律ニ依ツテ設立セラレマシタ法人ヲ以テ充テサセルノデアリマシテ、從ツテ移住地ノ事業主體ニハ何等ノ變更ヲ加ヘナイノデアリマス、又本會社ガ前述ノ通リ公益的使命ヲ有スルモノデアリマスカラ、政府所有ノ株式ニ對シテハ配ルコトト致シ、又移住地經營事業ノ性質ニ鑑ミマシテ、政府所有ノ株式ニ對シテハ配當上劣後的取扱ヲ致スコトト致シタノデアリマス、何卒宜シク御審議下サラムコトヲ御願ヒ申上げマス

ト云フコトヲ聞イテ、誠ニ私ハ力強ク喜ン
デ居ル次第アリマスガ、併シナガラ勤モ
致シマスト、「ブラジル」ノ國ノ政情ト云フ
モノガ果シテ日本ニ對シテ好意ヲ持ッテ居
ルカト云フコトニ付キマシテハ、此ノ國ガ
決シテ日本ヲ排斥スルモノデナイ、斯ウ
自分でハ思ツテ居リマスケレドモ、新聞紙ナ
ドニ現レテ居リマス所デハ、屢々日本ニ對
シテ移民ノ制限ヲ行フトカ、又過去十年以
上前マデハ「ブラジル」ノ國ハ、東洋人ヲ以
テ劣等國民デアルト云フコトヲ言ツテ居ツタ
國柄デアリマスカラ、多クノ我ガ國ノ人達
ニハ「ブラジル」ノ政情ガ、或ハ日本人ヲ排
斥スルヤウナコトハナイカト云フヤウナ心
配、危惧ヲ今尙持ッテ居ル人ガアルカモ知レ
ナイト思フノデアリマス、之ニ付キマシテ
日本ト「ブラジル」ノ關係ガ、ドウ云フ工合
ニ最近ハナツテ居ルカ、又「ブラジル」ノ法律
デ日本ノ移民ヲドウ云フ工合ニ扱ッテ居
カ、此ノ點ヲ一つ外務當局ノ然ルベキ御方
カラ、御説明ヲ願ッタナラバ好都合ト存ジマ
スカラ……外務省ノ方ガ見エマシテカラ私
御答辯ヲ承リマシテ宜シウゴザイマス

○男爵松岡均平君 今外務當局ガ御見エニ
ナル間ダケチヨット時間ヲ拜借シテ申上ゲ
タイト思ヒマス、懇談會デ筆記ヲ停止シテ
當ハ三千四百八十名ニ増加致シマシタ、
戴イテ承リタイ

○委員長(公爵島津忠承君) 速記ヲ止メテ
……
(速記中止)

○政府委員(岡本季正君) 御承知ノ通リニ
從來「ブラジル」ニハ、日本移民ガ多イ時ニハ
一年ニ二萬人以上モ入ツテ居リマシテ、ソレ
ガ千九百三十四年ニ新憲法ガ出來マシテ、
但シ一方ニ於キマシテ、斯クノ如ク各國ニ
對スル移民ノ割當ヲ極メマシタ結果、實際
ニ於テ國內ニ労働力ガ非常ニ不足致シマシ
テ、殊ニ「サンパウロ」州ノ如キハ、外國ノ
移民ガ入ラナケレバ、十分ニ農業ヲヤツテ行
クコトガ出來ナイト云フ情況デゴザイマス
ノデ、今度ハ反對ニ今申シタ千九百三十四
年ノ憲法ニ依リテ、移民ヲ一分ニ制限シタト
云フコトハ亂暴ナ措置デアッタ、寧ロ當時議
會ニ於ケル審議ニ於テ、十分ニ研究セズニ
不用意ノ間ニ極メラレタノダト云フヤウナ
意見モ行ハレルヤウニナリマシテ、只今移
民法ヲ議會ニ懸ケテ審議中デゴザイマスガ、
其ノ移民法ニ依リマシテハ、此ノ二分制限ノ
ノ二分ト云フコトニシマシテ、且移民ノ十
四年未満ノ子供ハ割當カラ除外スルト云フ
コトヲ規定シマシタ結果、日本移民ノ割
當ニ付テサウ云フ例外ヲ設ケルト云フ規

之ニ今申シマシタ割當外ノ十四歳未満ノ者
ヲ加算致シマスト、毎年約五千名クラキハ
移民ヲ送ルコトガ出來ルコトニナツタノデ
ゴザイマス、「ブラジル」ニ於キマシテハ、
リマンテ、此ノ排日運動ヲシテ居リマス團
體ガ極力色々妨害ヲスル譯デゴザイマシ
テ、其ノ情況ハ今デモ變リハゴザイマセス、
但シ一方ニ於キマシテ、斯クノ如ク各國ニ
對スル移民ノ割當ヲ極メマシタ結果、實際
ニ於テ國內ニ労働力ガ非常ニ不足致シマシ
テ、殊ニ「サンパウロ」州ノ如キハ、外國ノ
移民ガ入ラナケレバ、十分ニ農業ヲヤツテ行
クコトガ出來ナイト云フ情況デゴザイマス
ノデ、今度ハ反對ニ今申シタ千九百三十四
年ノ憲法ニ依リテ、移民ヲ一分ニ制限シタト
云フコトハ亂暴ナ措置デアッタ、寧ロ當時議
會ニ於ケル審議ニ於テ、十分ニ研究セズニ
不用意ノ間ニ極メラレタノダト云フヤウナ
意見モ行ハレルヤウニナリマシテ、只今移
民法ヲ議會ニ懸ケテ審議中デゴザイマスガ、
其ノ移民法ニ依リマシテハ、此ノ二分制限ノ
ノ二分ト云フコトニシマシテ、且移民ノ十
四年未満ノ子供ハ割當カラ除外スルト云フ
コトヲ規定シマシタ結果、日本移民ノ割
當ニ付テサウ云フ例外ヲ設ケルト云フ規

之ニ今申シマシタ割當外ノ十四歳未満ノ者
ヲ加算致シマスト、毎年約五千名クラキハ
ノ州デ更ニソレヲ修正致シマシテ、最近
ニ大統領ノ手許カラ議會ニ廻サレテ居リマ
ス、之ニ依リマスト初ハ、歐洲各國カラノ
移民ニ付テサウ云フ例外ヲ設ケルト云フ規
定ニナツテ居リマシタノヲ、日本ノ大使、ソ
レカラ「サンパウロ」ニ行ッテ居リマス總領
事ガ大變盡力シマシタ結果、サウ云フ日本
ダケヲ差別スルヤウナ規定ヲ除キマシテ、
日本ニモ矢張リ其ノ例外規定ニ依リテ、サウ
云フコトニナリツ、アルノデゴザイマス、
更ニ「ブラジル」トノ關係ニ於キマシテハ、
從來移民ヲ送ルト云フダケノ關係デゴザイ
マシテ、通商關係ノ如キモ從來ハ極ク微々
タルモノデアリマシテ、三年前マデハ僅カ
ニ五六百萬圓ガ貿易ノ總額デアッタノデア
リマス、ドウシテモ斯ウ云フヤウナ情況デ
ハ、日伯ノ將來百年ノ計ヲ考ヘマス上ニ於
テイケナイ、ドウシテモ是ハ移民關係ダケ
デナシニ、經濟關係、通商關係ト云フ方カ
ラモ、兩國ノ關係ヲ密接ニシテ置カナケレバ
イケナイノダト云フヤウニ、段々日本側モ
考ヲ及シマシテ、其ノ結果平生前文部大臣
ノ團長ニナツテ御出デニナリマシタ經濟使
節ガ向フニ御出デニナリ、又向フカラモ昨
年ソレノ御返シトシテ、有力ナル經濟使節

モ招待シタノデアリマスガ、サウ云フコトヲ致シマシテ、輸入ダケデモ、是ハ主トシテ「ブラジル」産ノ棉花ヲ輸入スル譯デアリマスガ、約二十五萬俵、金高ニ致シマシテ五十萬圓近クノモノヲ昨年一年ダケデモ買ヒマシタ、兩國ノ貿易關係ノ如キモ急激ニ増加シタノデアリマス、而モ棉ハ約五割マデハ日本人ガ「ブラジル」ニ行ッテ作ッテ居ルノデアリマス、有ラユル關係カラ見マシテ非常ニ結構ナコトト思ツテ居リマス、サウ云フ關係ガ自然ニ反映致シマシテ、日伯ノ一般的ノ親善關係ナリ、又ソレガ延イテ移民關係ニ及ス影響ガ頗ル良イモノガアルダラウト云フヤウニ我々ハ考ヘテ居リマス、現ニ團長トシテ參ラレマシタ「サルガード」ト云方ハ、元ノ労働商工大臣デアリマスガ、歸ラレマシテカラハ、新移民法ノ制定ニ付キマシテ非常ニ盡力ラシテ居ラレルヤウデゴザイマシテ、新聞ニモ段々現レルノデアリマスガ、今ノ現狀ニ於キマシテハ、大體今デ全然自由ニ數ラ限ラズニ、二萬人餘モ一
年ニ入リマシタ情況ガ一轉シテ、三千人以御話申上ゲマシタ通リデアリマシテ、是マ

來テ、日本側ニ對シテ幾分良イヤウナ空氣ガ今出來ツ、アル、殊ニ新シイ移民法デモ出来マシタナラバ、日本ノ移民ノ行ケル數ガ相當増スノヂヤナイカ、斯ウ云フ期待ヲ以テ其ノ結果ヲ待ッテ居ル次第デアリマス
○大谷尊由君 今外務ノ當局ノ御話ヲ承リマシテ、大變私安心致シマシテゴザイマス、元ノ懇談會ニ返シテ戴キマス
○委員長(公爵島津忠承君) 大臣ガチヨツト御都合デ他ノ方ニ行カレルサウデアリマスガ……
○男爵松岡均平君 ソレデハ速記ヲ中止シテ下サイ
○委員長(公爵島津忠承君) 速記ヲ止メテ……
〔速記中止〕
○委員長(公爵島津忠承君) 速記ヲ始メテ……
○大谷尊由君 此ノ「ブラジル」在住ノ日本人ニ對シテ完全ナ金融機關ガアリマセヌ、又貯蓄スルノニモ銀行ガナイト云フヤウナ關係ヲ考慮致シマスト、今度ノ此ノ會社ガドノ位ナ程度ニ於テ、在住日本人ノ金融ニ對スル便宜ヲ御諮リデアリマスカ、又組合員以外ノ者ニ對シテモ、金融ノ御世話ヲ爲サルノデアリマスカ、其ノ邊ヲ御答辯願ヒタ

<p>○政府委員(岡本季正君) 御答へ致シマス、</p> <p>關ガナカッタト云フノヘ事實デゴザイマシテ、今度ノ會社ヲ設立致シマス目的ノ一ツハ其ノ點モ含マレテ居ルノデゴザイマシ、</p> <p>是マデノヤウニ移住組合ト云フモノデゴザイマスルト、金融ノ便宜マデモ圖ルコトガ出來ナカッタノデゴザイマスガ、今度會社ニナリマスレバ、會社ノ事業ノ一ツト致シマシテ在住同胞ニ金融上ノ便宜ヲ圖ルト云フコトニナル次第デゴザイマシテ、此ノ點ニ於キマシテ外務省ト致シマシテハ、廣ク一般在伯ノ邦人ニ其ノ利益ヲ均霑サセルヤウニシタイト云フ希望ヲ以チマシテ、拓務省トモ協議ヲ遂ゲテ居ル次第デゴザイマス、</p> <p>左様御承知ヲ願ヒマス</p> <p>○大谷尊由君 次ニ拓務次官ニ御伺ヒ致シマスガ、此ノ半官半民ノ如キ會社ガ出來マスト云フ場合、昨年ノ議會ニモ南洋ニハ南洋拓殖會社ガ出來ルトカ、朝鮮ニハ朝鮮ノ半官半民ノ會社ガ出來ル、臺灣ニモ半官半民ノ會社ガ出來ル、サウ云フヤウナ會社ガ澤山出來テ來テ、サウシテ必ズシモ政府ノ役人ガ其處ノ重役ニナッテズット入ラレルト</p>	<p>云フヤウナ嫌ヒガアルノデ、此ノ點ハ十分</p> <p>○政府委員(岡本季正君) 御答へ致シマス、</p> <p>關ガナカッタト云フノヘ事實デゴザイマシテ、今度ノ會社ヲ設立致シマス目的ノ一ツハ其ノ點モ含マレテ居ルノデゴザイマシ、</p> <p>是マデノヤウニ移住組合ト云フモノデゴザイマスルト、金融ノ便宜マデモ圖ルコトガ出來ナカッタノデゴザイマスガ、今度會社ニナリマスレバ、會社ノ事業ノ一ツト致シマシテ在住同胞ニ金融上ノ便宜ヲ圖ルト云フコトニナル次第デゴザイマシテ、此ノ點ニ於キマシテ外務省ト致シマシテハ、廣ク一般在伯ノ邦人ニ其ノ利益ヲ均霑サセルヤウニシタイト云フ希望ヲ以チマシテ、拓務省トモ協議ヲ遂ゲテ居ル次第デゴザイマス、</p> <p>左様御承知ヲ願ヒマス</p> <p>○大谷尊由君 次ニ拓務次官ニ御伺ヒ致シマスガ、此ノ半官半民ノ如キ會社ガ出來マスト云フ場合、昨年ノ議會ニモ南洋ニハ南洋拓殖會社ガ出來ルトカ、朝鮮ニハ朝鮮ノ半官半民ノ會社ガ出來ル、臺灣ニモ半官半民ノ會社ガ出來ル、サウ云フヤウナ會社ガ澤山出來テ來テ、サウシテ必ズシモ政府ノ役人ガ其處ノ重役ニナッテズット入ラレルト</p>
<p>云フヤウナ嫌ヒガアルノデ、此ノ點ハ十分</p> <p>○政府委員(入江海平君) 只今ノ御説ニ全</p> <p>ク同感デアリマス、拓務省トシマシテハ、從來カラ假ニサウ云フ弊害ガアッタトシマスルト、サウ云フ弊害ヲ再び繰返サナイヤウニト云フコトヲ非常ニ注意致シマシテ、</p> <p>ニモ、其ノ點ニ最モ注意ヲ拂ヒマシテ、現ニ拓務省ガ選定シテ居リマスル臺灣拓殖ノ社長ニシマシテモ、南洋拓殖ノ社長ニ致シマシテモ、民間ニ於テ十分、經驗ノアル、</p> <p>其ノ方面ノ知識ノ豊富ニアル方ヲ選定シテ</p>	<p>注意シテ、決シテ役人ノ隠居所トスルヤウ</p> <p>ナコトハセヌト、斯ウ云フ御言明ガ前議會デアッタノデアリマスガ、然ルニ矢張リ會社ガ出來上ッテ見マスト、其ノ重役ガ中心ニナルト云ヒマスカ、凡ソ東北ノ會社ニ致シマシテモ半官半民ノ會社ガ出來マスト、隨分ソレ等ニ對シテ官吏ガゾロ／＼トオ入りニナルノガ多イノデスガ、今度出來マス此ノ海外移住組合聯合會ヲ、新ラシイ半官半民ノヤウナ會社ヲオ變ヘニナルニ當ッテ、重役ノ選任ト云フコトニ付テハ、ドウカ極メテ任シテ戴キタイト云フコトヲ、私ハ茲ニ希望致シマスノデスガ、其ノ御所見ヲ承ッテ見タイト思ヒマス</p> <p>○政府委員(入江海平君) 只今ノ御説ニ全</p> <p>ク同感デアリマス、拓務省トシマシテハ、從來カラ假ニサウ云フ弊害ガアッタトシマスルト、サウ云フ弊害ヲ再び繰返サナイヤウニト云フコトヲ非常ニ注意致シマシテ、</p> <p>ニモ、其ノ點ニ最モ注意ヲ拂ヒマシテ、現ニ拓務省ガ選定シテ居リマスル臺灣拓殖ノ社長ニシマシテモ、南洋拓殖ノ社長ニ致シマシテモ、民間ニ於テ十分、經驗ノアル、</p> <p>其ノ方面ノ知識ノ豊富ニアル方ヲ選定シテ</p>

居ルヤウナコトデアリマシテ、役人トシテ一二入ッテ居リマスノハ、是ハ斯ウ云フ事業ヲヤリマスニハ、矢張リ政府ノ方ノ役人デアッテ、サウシテ南洋方面ノ仕事ニ從來携ハッテ居ツタト云フコトデ、會社ガ其ノ人間ヲ採ルコトガ、會社ノ爲ニ非常ニ都合ガ宜シイト云フ者ニ限ッテ、其ノ社長ノ懇望ニ依ッテ入レタノガアルダケデアリマシテ、拓務省トシマシテハ其ノ點ハ御説ノヤウニ、海外ニ於ケル仕事ニ若シ其ノ人ガ宜シキヲ得ナイ時ニハ、事業ハ全ク根柢力カラ覆ヘサレマスモノデスカラ、十分注意ヲ致シテ居リマス、尙今後ニ於キマシテモ一層注意致シタイト思ヒマス

○大谷尊由君 南洋拓殖トカ、臺灣拓殖トカ云フ方面へ只今承リマシ通リデアリマシテ、私共安心ヲシテ居リマルガ、ドウカ此ノ會社モ、サウ云フヤウニシテ戴ケレバ結構ト有ジマス、ドウカ致シマストサウデナシニ、東北トカ、朝鮮トカ、滿洲トカ云方ノ會社ニナルト、動モスルトサウ云フ批評ヲ受ケルコトガ屢々ゴザイマスノデ、ソレノデアリマス、ソレカラモウ一つハ新シク出来マス會社ノ名稱デゴザイマス、是ハドウ云フ名稱ヲ御附ケニナルカ、大方ノ御腹

案ガアリマスレバ御示シ下サレバ結構ト存ジマス

○政府委員(入江海平君) 實ハマダ腹案ト云フ程ノモノモナイノデゴザイマス、是ハ餘程注意シテ附ケマセヌト、名前ト云フモ

ノハ往々ニシテ誤解ヲ招ク因ニナリマスカラ、此ノ點ハ愈々會社ガ設立サレマシテ、

社長ニナル人、重役ニナル人ガ定マリマシタナラバ、サウ云フ方面ノ人ト能ク協議シ

タ上デ名前ヲ附ケタイト思ツテ居リマス、餘

リニ役人ガ唯一一方的ノ頭デ以テ、往々獨斷的ニ附ケテ失敗スルコトガアリマスモノデスカラ、サウ云フコトニ付テハ餘程考慮シ

タイト斯ウ思ツテ居リマス

○大谷尊由君 私モ此ノ名前ト云フモノハ大變大切ト思ヒマスシ、下ラヌ名前ノ

爲ニ日伯ノ間ニ誤解ヲ生ズルコトガアッタリ、又日本人ノ中ニモ誤解ヲ生ズルト面白

○政府委員(安井誠一郎君) ソレハ只今ノ「ブラジル」トノ國交關係等ヲ考慮致シマシテ……

○男爵松岡均平君 是デ別ニ法律ノ上デ差支アリマセヌカ

○政府委員(安井誠一郎君) 其ノ點ニ付キマシテハ司法省、大藏省等トソレヽ打合セヲ致シマシタ

○子爵保科正昭君 私ガ「ブラジル」ニ參リ

マシタノハ十年モ前ノコトデスカラ、私ノ質問ガ甚ダ今日ノ時勢ニ副ハナイ所ガアル

カモ知レマセヌガ、若シサウ云フ所ガアック

ラ御正シヲ願ヒタイ、「サンパウロ」州其ノ

コトヲ得」ト云フノデスネ、是ハ設立ニ對シテハ法律案デモ御出シニナルノデスカ、

シテハ法律案デモ御出シニナルノデスカ、

ドウ云フコトニナルノデスカ

○政府委員(安井誠一郎君) 設立致シマス

マシタヤウニ、本來申シマスト特殊會社法トシテノ法律案ヲ出シテ、ハッキリ何々會社法案デ御審議ヲ戴クノガ當然デアルヤウニ

考ヘマスガ……

○男爵松岡均平君 私ハ此處ニ居リマセス

デ、大谷サンノ御質問ヲ承ハラナカッタノ

マスガ、兎ニ角成績ノ好イ團體モアリ、又

成績ノ悪イ團體モ出來テ居ルヤウニ見受ケ

モ、是ハ此處デ申上ゲルコトヲ控ヘテ置キ

マスガ、兎ニ角成績ノ好イ團體モアリ、又

成績ノ悪イ團體モ出來テ居ルヤウニ見受ケ

タノデアリマス、ソコデ今度此ノ會社ガ創立シマシタ以上ハ、過去ニ於ケル海興ノ移

民トカ、何ノ移民トカ云フ名前ヲ付ケタ移

民、又ハ年度ノ違フ移民團ヲ、解散スル必

要……ト云ツタラヲカシイデスガ、此ノ會社

ノ下ニ總デラ公平ニ扱ッテ、行ッテ居ル日本

人ニ利益ヲ均霑スルヤウニ、取計フコトガ

出來ナイモノデスカ、ソコヲ第一ニ伺ヒタ

イ

○政府委員(安井誠一郎君) 此ノ法案ノ下

ニ差當ツテ扱ヒタイト考ヘテ居リマスモノ

ハ、移住組合聯合會ガ現在關係シテ、事業

ヲ經營シテ居リマス其ノ「ブラジル」ノ事業

經營デゴザイマス、從ヒマシテ、他ノ「ア

マゾニヤ」産業デアルトカ、海興デアルト

カ云フヤウナ事業ニハ、目下ノ所ハ關係ヲ

致シマスル案デハゴザイマセヌ、併シナガ

ラ之ヲ運營ヲ致シテ行キマス將來ニ於キマ

シテ、只今御意見ノゴザイマシタヤウナ點

ニ十分考慮ヲ致シマシテ、各般ノ事業ニ便

宜ヲ圖ッテ、全般的ニ發展ヲシテ行クヤウ

ニ、指導ヲシテ行キタイト云フ心持ハ十分

持ツテ居リマス

○子爵保科正昭君 之ニ關聯シマシテモウ

一ツ伺ヒタイノデスガ、是ハ例ヲ以テ申上

ゲタ方ガ便利ト思ヒマスガ、小學校建設

ノ問題、其ノ小學校ノ先生ト云フヤウナ者

ヲ心配シテ貰フト云フノニ、此ノ會社ハソ

レ等ノ面倒マデモ見テ下サルノデスカ、別

別ノ移住地ニ於テモ同ジヤウニ公平ニヤッ

テ下サルコトガ出來ルノデスカ、是ハ例ヲ

申上ゲタノデスガ、醫者ノ問題モ亦同様デ

ス

○政府委員(岡本季正君) 小學校ノ補助ニ付キマシテハ大體「サンパウロ」ノ總領事ニ

於テ統一的ニ之ヲ取扱ツテ居リマス、各移住

地カラ具體的ニ申上ゲマスト、今「ブラジ

ル」ニハ小學校ノ數ガ四百四十八ゴザイマ

ス、サウシテ之ニ就學シテ居リマス生徒ノ

數ガ一萬八千七百八十一人ト云フヤウナコ

トニナッテ居リマスガ、是ハ各地別ニ、是ダ

ケノ小學校ガアツテ、是ダケノ經費ガ要リマ

スカラ、是ダケ補助シテ貰ヒタイト云フコ

トヲ申請シテ來マシテ、ソレヲ「サンパウ

ロ」ノ總領事館デ集メマシテ、更ニ外務省

ノ方ニ毎年申シテ來ルノデアリマス、ソレ

ニ基キマシテ大體公平ニ維持費ナラ維持費

ノ何割、建築ヲ致シマス時ニハ建築費ノ何

割ヲ補助スルト云フヤウナ、公平ナ率ニ依

リマシテ一般的ニ之ヲ取扱ツテ居ル次第デ

ゴザイマス

○子爵保科正昭君 ソレカラ今度第一問デ

ゴザイマスガ、「問ハ移民ヲ送リマスノニ、

往々初メテ外國へ行ク移民ニハ相當訓練ヲ

與ヘテ、神戸其ノ他カラ出港サセテ居ルノ

デセウケレドモ、船内其ノ他目的地ニ到著

シテカラ、種々ノ困難ガアルヤウニ見受ケ

ルノデアリマス、ソレバカリデナク、船中

ノヤウナ長期間多數ノ移民ノ輜湊シテ居リ

マス時ナドニハ、隨分其ノ間ノ監督其ノ他

統制ト云フ言葉ヲ使ツテドウカ知リマセヌ

ス、大臣ノ來ラレルマデ暫時休憩致シタイ

ト存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(公爵島津忠承君) 御異議ナシト認メマス、休憩致シマス

午後四時四十五分休憩

ラレマスカ、簡單ニチヨット御答ヲ願ヒタ

イノデゴザイマス

○政府委員(安井誠一郎君) アチラヘ參リ

マス移民ヲ神戸ニ於キマシテ、移民教養所

ヲ設置致シテ居リマスカラ、此ノ移民教養所ニ於キマシテ一週間乃至十日間位ノ間、

極ク大體ノ常識的ナ教養竝ニ衛生的ナ指導

ヲ致シマスルコトハ、先程御言葉ノ通リデ

アリマス、サウ致シマシク移民ガ向フヘ、

神戸ヲ船デ立チマスル場合ニ於キマシテハ、

只今ハ監督指導員ヲ數名船ニ乗り込マセマ

シテ、船ノ中ノ生活ノ指導、衛生ノ指導ヲ

兼ネナガラ、船ノ中デ同様ニ外國ノ生活及

「ブラジル」ノ一般的ナ、常識ニ關スル教養

ヲシツ、向フヘ參ルコトニナッテ居リマス、

向フヘ參リマスト、向フニコチラカラ派遣

致シテアリマスル組合員ガ居リマスカラ、

生ジナイヤウニ、萬遺憾ナキ御手苦ヲ御願

ヒ致シタイト思フノデアリマス、勿論本案

ノ内容ハ明カニ現在行ハレテ居ル所ノモノ

ヲ、其ノ儘ニ繼續スルト云フ以外ニ、何等

新シイ新味ガナイモノト言ツテモ宜イノデ

アリマス、少シモ現狀ト變ツタ所ハナイ譯デ

アリマスケレドモ、政府ノ出資ト云フヤウ

ナ點ニ付テ、思ヒモ寄ラナイ所ノ誤解ガ生

ズル處ガナイトモ申サレマセヌカラ、此ノ

アリマス、唯私ノ遺憾ト思ヒマスノヘ、總理大

臣ニ御出席ヲ仰イデ、植民事業及海外發

午後五時十四分開會

○委員長(公爵島津忠承君) 是ヨリ委員會

ヲ開キマス、大臣ハ御都合デマグ本委員會ニ

御出席ガアリマセヌガ、御質疑ヲ願ヒタイ

ト存ジマス……御質疑ガナケレバ是ヨリ討

論ニ入リタイト存ジマス、御異議ゴザイマ

セヌカ

〔「異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(公爵島津忠承君) 御異議ナイト

者デゴザイマス、唯此ノ本案ヲ實施スルニ

當リマシテ、當局者ニ十分ノ御注意ヲ仰ギ

タイト思ヒマス點ハ、即チ國際間ノ誤解ヲ

生ジナイヤウニ、萬遺憾ナキ御手苦ヲ御願

ヒ致シタイト思フノデアリマス、勿論本案

ノ内容ハ明カニ現在行ハレテ居ル所ノモノ

ヲ、其ノ儘ニ繼續スルト云フ以外ニ、何等

新シイ新味ガナイモノト言ツテモ宜イノデ

アリマス、少シモ現狀ト變ツタ所ハナイ譯デ

アリマスケレドモ、政府ノ出資ト云フヤウ

ナ點ニ付テ、思ヒモ寄ラナイ所ノ誤解ガ生

ズル處ガナイトモ申サレマセヌカラ、此ノ

アリマス、唯私ノ遺憾ト思ヒマスノヘ、總理大

臣ニ御出席ヲ仰イデ、植民事業及海外發

展、殊ニ南米ノ問題ニ付テ申上ゲタイト思^ツ
テ居リマシタノデスガ、御出席ガナイト云フ
コトデアリマスガ、是ハ政局ノ實情已ムヲ得ナ
イコトデアリマスガ、唯私ノ御出席ヲ願ヒ
タイト思ヒマシタ點ハ、南米問題ニ付テ甚ダ
獨斷的デハアリマスケレドモ、我ガ民族ノ發
展地トシテ南米ガ最モ理想的ナモノデアル、
而シテ、我ガ國ノ最モ緊急ナコトハ、即チ海
外進出ト云フコトデアルト云フ點ニ付テ、
格段ニ總理大臣トシテ御配慮ヲ願フベキ點
ガ多々アリマスルノデ、屢、歷代ノ總理大臣
ニ此ノ點ヲ個人的ニ御話ヲ致シタノデアリ
マス、其ノ時ニハ何レモ尤モデアル、サウ
云フ風ニスル積リデアルト云フヤウナ御返
事ヲ得テ居ルノデアリマスケレドモ、遂ニ
何レノ内閣ニ於テモ私昔ノ懷イテ居リマス
ル理想ガ實現サレテ居ラナイノデアリマス、
故ニ本日ハ殊更總理大臣ガ御多用中ニモ拘
ラズ殊ニ此處ニ御出席ヲ得マシテ、公ノ會
合ノ席上ニ於テ、御返事ヲ得テ置キタイト
存ジタノデアリマスルガ、今申シタヤウナ
コトデ御出席ガナインハ是ハ如何トモ已ム
ヲ得ナイコトデアリマス、又大藏大臣モ御
出席ヲ得マシテ、總理大臣ヘノ傳言ナリ、
又大藏大臣ニ對シテ、私ガ大藏大臣ト申シ
マスノハ、兼任ノ拓務大臣トシテノコトデ

アリマスルガ、結城サンニ又私カラ申上ゲ
タイト思フコトガアツタノデアリマスルガ、
是モ今申シタヤウナ同ジ事情ノ下ニ於テ、
御出席ヲ得マセヌノハ遺憾デアリマス、何
レカノ機會ニ於テ此ノ點ハ御耳ニ入レタイ
ト思^ツテ居リマス、贊成ノ趣旨ハ別ニ長々シ
ク申上ゲルコトモゴザイマセヌ、劈頭ニ申
上ゲタ通りデ十分ダト思ヒマス、本案ニ贊
意ヲ表スル者デゴザイマス

○大谷尊由君 私此ノ法律案ノ趣旨ヲ承リ
マシテ大變結構ニ存ジマス、全然原案ニ贊
成致シマス

○子爵白川資長君 私モ贊成致シマス

○委員長(公爵島津忠承君) ソレデハ是ニ
テ討議ヲ終リマシテ、採決ヲ致シタイト存
ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(公爵島津忠承君) 御異議ナシト
認メマス、本法律案ヲ可決致シマスコトニ
御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(公爵島津忠承君) 御異議ナシト
認メマス、本法律案ハ可決相成リマシタ、
是ニテ散會致シマス

午後五時十九分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵島津 忠承君

副委員長 子爵保科 正昭君

委員 子爵白川 資長君

男爵松田 正之君

各務 鎌吉君

平沼 亮三君

岩崎 清行君

大谷 尊由君

國務大臣

大藏大臣兼拓務大臣 結城豊太郎君

政府委員

外務省亞米利加局長 岡本 季正君

拓務次官 入江 海平君

拓務省管理局長 植場 鐵三君

拓務省拓務局長 安井誠一郎君

拓務書記官 副島 勝君

拓務書記官 武田 寛一君